

2026年5月吉日

お客様各位

七島信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて、以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

【取組み内容】

(1) 当座預金の新規口座開設停止

受付を終了しています

(2) 手形帳・小切手帳の発行停止

実施日：2026年9月1日（火）

既存先に対して、手形・小切手等の発行を停止します。

また、発行停止までの期間においては、発行上限冊数の制限を設け原則1回につき、手形帳1冊、小切手帳1冊とします。

(3) 手形・小切手の振出期限を設定

最終期限：2026年12月30日（水）

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

(4) 当座預金からの小切手の代替となる出金方法の制定

実施日：2027年1月4日（月）

当組合所定の払戻請求書へ記名押印いただき窓口にて払戻をすることができます。なお、当座勘定入金帳等をお持ちのお客様は、口座番号の確認のため払戻請求書と一緒にご提示ください。

(5) 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱の受付停止

実施日：2026年12月30日（水）

2026年12月以降、手形・小切手を受け取った場合は振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

(6) 2027年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立受付停止

受付を終了しています

(7) 代替手段の案内

手形・小切手に代わる決済方法として、手形は「でんさいサービス」、その他振込等「インターネットバンキングサービス」をご利用ください。

以上

詳しくは、当組合までお問合せください。